

都城市スポーツ賞選考基準内規

第1条 この内規は、都城市スポーツ賞（以下「スポーツ賞」という。）の受賞者の選考について、その基準を設けることを目的とする。

第2条 この内規は、一般財団法人都城市スポーツ協会理事会（以下「理事会」という。）の諮問機関として設置された都城市スポーツ賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）において選考するスポーツ賞に対して適用する。

第3条 スポーツ賞は、都城市に居住しているか、または本市の学校及びスポーツ団体に所属している者であり、本市の体育・スポーツの振興に寄与した者の中から次の基準によって選考する。ただし、通信記録大会の成績は、この基準から除くものとする。

2 大会は選手権大会を対象とする。

3 全国大会については、主催者が中央競技団体等（日本スポーツ協会〔JSPO〕への加盟団体）、九州大会については、主催者が中央競技団体直属で、九州を統轄する団体であることを基準とする。

別紙「中央競技団体等（日本スポーツ協会加盟団体）一覧表」

4 県大会より上位の大会は、県協会（連盟）の選考を経たものに限る。

（県協会〔連盟〕の選考を経ないで参加できる〔参加した〕大会の成績は認めない）

5 スポーツ賞被表彰者は、一般財団法人都城市スポーツ協会に加盟する団体及び個人とする。（傘下を含む）ただし、一般財団法人都城市スポーツ協会に加盟していない個人及び団体で、特別に優秀な成績を収めた場合には協議する。

（1） 功労賞（指導者）の部

1) 本市の学校及びスポーツ団体に所属している指導者で、人格・見識ともに優れ、多年（10年以上）にわたり、本市体育・スポーツの振興に著しく貢献した55歳以上の者とする。（1団体2名まで）

（2） 優秀賞の部

1) 団体の部

ア) 学校及び団体等において県大会（ただし、県民総合スポーツ祭は除く。）に出場して、同一大会において2年連続優勝した者。

イ) 学校及び団体等において九州大会に出場して、優勝した者。

ウ) 学校及び団体等において全国大会に出場して、3位以内入賞を収めた者。

2) 個人の部

ア) 各種大会に出場し、この間において県記録を更新した者。

イ) 県大会（ただし、県民総合スポーツ祭は除く。）に出場し、同一大会において2年連続優勝した者。

ウ) 九州大会に出場し、優勝した者。

エ) 全国大会に出場し、8位以内の入賞を果たした者。

オ) 選抜チームの一員として、九州大会優勝もしくは、全国大会3位以内入賞の成績を収めた場合は、個人として表彰する。

（3） 特別賞の部

1) 都城市出身者でスポーツ競技において、国際的または全国的な大会で優秀な活躍または成績（国際大会〔オリンピックを含む〕に出場し8位以内入賞〔個人及び団体の一員含む〕・全国大会連覇・日本記録樹立など）を残し、その功績が顕著な者及びそれを支えた

- 者（指導者・トレーナー・マネージャーなど）とする。
- 2) 毎年2名以内を原則とし、受賞は1回のみとする。
 - 3) 受賞した者は、表彰式に原則として参加できる者であること。

第4条 この内規によって選考の対象となる者は、その年の1月1日から12月31日までの1年間における体育・スポーツの実績及び功労についてとし、以下年度ごとに順次これにならうものとする。

ただし、選考委員会終了後から12月31日までの間に表彰に値する成績を収めた団体、個人があった場合には、その翌年に表彰するものとする。

この際、選考委員会終了後に表彰に値する功績を収めた団体・個人があった場合で、小・中・高校の最高学年に在学する者が関わっていた場合は、特例として、スポーツ賞選考委員会終了後直近の理事会までを当該年度表彰とし、それ以降については、翌年の表彰とする。

第5条 この内規に基づいて選考した結果については、都城市長及び都城市教育委員会に対し報告するものとする。

第6条 この内規に基づいて表彰された者は、スポーツ賞名簿に登録し、その栄誉を永久にたたえるものとする。

第7条 この内規に基づいて表彰された者が、その後本市のスポーツの名誉を毀損し品位を落とすような行為をした場合は、選考委員会において審査し、理事会の決議を得て、都城市スポーツ賞名簿から抹消するものとする。

第8条 この内規は、理事会の決議を経て成立するものとする。

第9条 表彰は、一般財団法人都城市スポーツ協会長がこれを行う。

- 2 被表彰者に対し、賞状並びに副賞として、功労賞・特別賞には盾、優秀賞にはメダルを授与する。

附 則

- 1 この内規は、昭和52年12月15日から施行する。
- 2 昭和56年9月25日第9条追加
- 3 昭和62年1月1日一部改正
- 4 平成2年10月5日一部改正
- 5 平成8年10月29日一部改正
- 6 平成9年9月1日一部改正
- 7 平成12年4月27日一部改正、第3条の2追加
- 8 平成12年11月6日一部改正
- 9 平成15年11月5日一部改正
- 10 平成19年6月26日一部改正
- 11 平成20年4月21日一部改正
- 12 平成21年4月23日一部改正
- 13 平成22年4月21日一部改正
- 14 平成26年7月1日一部改正

- 15 平成 28 年 6 月 1 日一部改正
- 16 平成 28 年 10 月 17 日一部改正
- 17 令和 2 年 3 月 17 日一部改正
- 18 令和 2 年 5 月 12 日一部改正
- 19 令和 3 年 4 月 1 日一部改正（名称変更）

都城市スポーツ賞選考委員会基準内規申し合せ事項

■ 高専の取り扱いについて

- ① 全国大会で準優勝以上
- ② 九州大会・西日本大会→高校の県大会と同等

■ マスターズ大会を、都城市スポーツ賞表彰の対象大会とする

(ただし、中央競技団体が主催する選手権大会に限る。また年齢は35歳以上とする)

第3条

(1) 団体の部

- 1) 学校及び団体等において県大会(ただし、県民総合スポーツ祭は除く。)に出場して、同一大会において2年連続優勝した者。・・毎年OK
 - ※ 高専は、九州大会・西日本大会で2年連続優勝した者。
- 2) 学校及び団体等において九州大会に出場して、優勝した者。
 - ※ 西日本大会は、準優勝以上
 - ※ 小学生以下は、九州大会以上の成績を対象とする。
- 3) 学校及び団体等において全国大会に出場して、3位以内入賞の成績を収めた者。
 - ※ 高専は、全国大会で準優勝以上

第3条

(2) 個人の部

- 1) 本市の学校及びスポーツ団体に所属している指導者で、人格識見ともにすぐれ、多年本市体育・スポーツの振興に著しく貢献した55歳以上の者とする。
 - ※ 退職後が望ましい。1団体から3人以上はむずかしい。
- 2) 県大会に出場し、この間において県記録を更新した者。
- 3) 県大会(同一大会)において、2年連続個人優勝した者。
 - 例：<1回目表彰> 第1回 第2回大会で連続
 - <2回目表彰> 第3回 第4回大会の連続が対象となる
 - ※ 高専は、九州大会・西日本大会で2年連続優勝した者。
- 4) 九州大会に出場し、優勝した者。
 - ※ 西日本大会は、3位以上。
 - ※ 小学生以下は、九州大会以上の成績を対象とする。
- 5) 全国大会に出場し、8位以内の入賞を果たした者。
 - ※ 高専は、全国大会で準優勝以上
- 6) 上記に準ずる成績をあげた者。
- 7) 県選抜チームの一員として九州大会優勝もしくは、全国大会3位以内入賞の成績を収めた場合は、個人として表彰する。
 - ※ 西日本大会は、3位以上